

大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助 概要

目的

旅行者の観光目的が「モノ消費（食・土産）」から「コト消費（体験・交流）」に変わってきているなかで、「大野市ならではの」の観光素材の掘り起し、磨き上げを行いながら、体験メニューを開発し、観光客に販売するという取組を支援することにより、「体験型観光の推進」を図るとともに、地域の「観光で稼ぐ力」の創出を図る。

補助対象者

市内事業者又は団体

- ※市税に滞納のある事業者は不可。
- ※同一目的の補助事業を活用している場合は不可。

体験メニューの定義

本市における「歴史・文化伝統」、「自然環境」、「食文化」、「産業・農林業」、「生活形態」に関連のある**観光素材を活用**した体験で、単に物や飲食等を提供を除いたもの。

補助対象事業

過去に観光客に**有料で提供したことがない**体験メニューを**事業終了後も3年間以上継続して1年間に5日以上**観光客に有料で提供する計画のある事業で、次のような事業。

体験メニューの開発、宣伝ツールの作成、調査研究、キャンペーンの実施、体験メニューの実施

体験メニューを開発又は販売するための知識・技能を習得するための研修やセミナーへの参加、専門家の招へいの実施

経過報告

補助対象者は、**事業完了日の年度の翌年度から起算して3年間、経過報告書を毎年市に提出**しなければならない。

※実施日数、体験者数、体験売上を報告

補助上限額・補助率

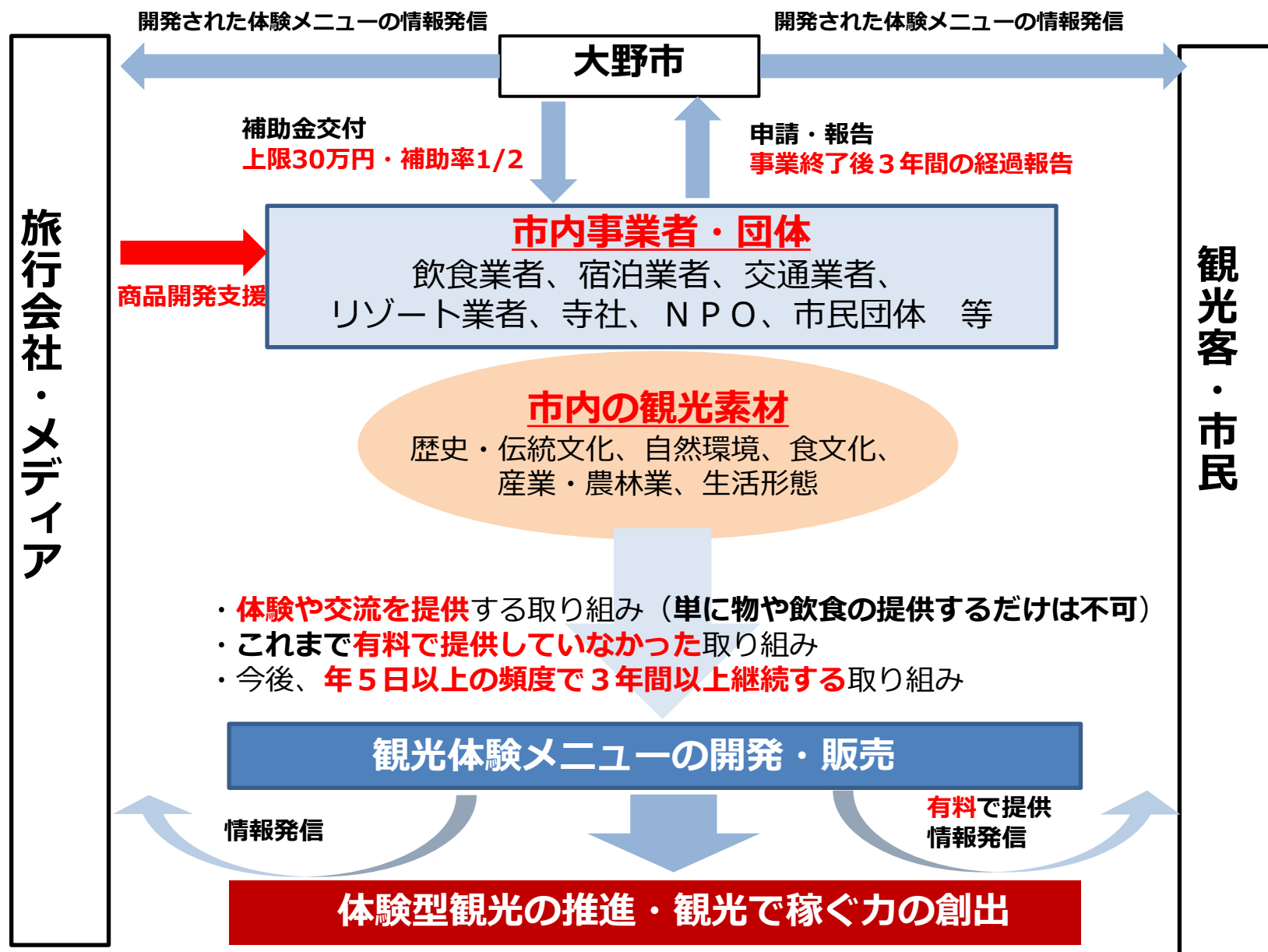
1事業者あたり30万円まで（補助対象経費の1/2）

※1事業者あたり年度1回までの着手に限る

補助対象経費・対象外経費

	区分	摘要
補助対象経費	旅費	補助対象者又は構成員、外部講師の交通費及び宿泊費
	報償費	外部講師の招聘又は外部協力者に係る謝礼金
	需用費	消耗品、原材料、燃料の購入経費
	印刷費	チラシやパンフレットのデザインや印刷経費
	通信運搬費	郵便料、送料
	広告宣伝費	新聞、雑誌等のマスコミ広告に要する経費
	使用料及び賃借料	機器・設備のリース及び賃借料、会議室等の使用料
	委託料	外部への業務の委託経費
	備品購入費	機械、器具及び備品の購入経費。ただし、体験メニューの開発又は提供のために必要不可欠な備品であり、経常的な施設管理又は事務管理のため備品等は対象外。
	負担金	研修やセミナーの参加者負担金

大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助 概要



補助金交付申請書の提出

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 5万円以上の費用に関する見積書の写し
- (4) 団体にあっては、規約及び名簿、活動概要が分かる資料

事業の開始**審査・交付の決定**

- ・ 補助金交付決定通知書（様式第4号）

事業者・団体

（計画に変更が生じた場合）

- ・ 補助金変更交付申請書（様式第5号）

審査・変更交付の決定

- ・ 補助金変更交付決定通知書（様式第6号）

事業の完了**事業の完了報告**

- (1) 事業実施報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 経費の支払いを証する書類の写し
- (4) 備品を購入した場合はその備品の写真
- (5) その他実施状況の分かる資料、写真等

審査・補助金の額の確定**補助金の請求**

- ・ 補助金請求書（様式第10号）

補助金の支払い**経過報告（3年間）**

- ・ 経過報告書（様式第11号）